

このたびの暴風雪により被害を受けられた皆さまへ被災に関する保険照会等について

平素は弊社保険業務へ格別なるご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
 また、このたびの災害により被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。
 自動車、火災、傷害保険等ご契約いただいているお客さまで、補償内容のご確認、ご請求方法のお問合せ、その他ご相談等ございましたら、ご遠慮なく下記窓口までご連絡賜りますようお願いいたします。

【保険会社窓口】

※各損害保険会社においては、事故のご連絡は24時間対応の窓口を開設しております。

三井住友海上火災保険	(自動車)0120-258-365	(自動車以外)0120-258-189
東京海上日動火災保険	0120-119-110	
損害保険ジャパン日本興亜	(自動車)0120-256-110	(自動車以外)0120-727-110
あいおいニッセイ同和損害保険	(自動車)0120-024-024	(自動車以外)0120-985-024
セコム損害保険	0120-210-545	
共栄火災海上保険	(自動車)0120-044-787	(自動車以外)0120-044-077
A I G 損害保険	<2018年1月1日以降保険始期のお客さま>	
	(自動車)0120-416-652	(自動車以外)0120-01-9016
	<2017年12月31日以前保険始期のお客さま>	
	0120-220-557	
そんぽ24損害保険	0120-119-007	
アクサ損害保険	0120-699-644	

あわせて、災害救助法が適用された地域(下記の表を参照ください)で被害を受けられたご契約の皆さまに、「ご契約の継続手続の猶予」、「保険料払込の猶予」等の特別措置も実施されており、お手続きについての専用窓口を開設された保険会社も下記のとおりございます。

「特別措置」の適用をご希望の際はどうぞご利用ください。

適用地域		猶予期日
福井県	福井市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、坂井市、 吉田郡永平寺町、丹生郡越前町	2018年4月6日
	越前市	2018年4月13日
新潟県	長岡市、小千谷市、十日町市、魚沼市、東蒲原郡阿賀町	2018年4月14日

【特別措置窓口開設会社】

三井住友海上火災保険	0120-632-277	(月～金9:00～12:00、13:00～18:00)
東京海上日動火災保険	0120-027-087	
セコム損害保険	0120-333-962	
そんぽ24損害保険	0120-919-200	
アクサ損害保険	0120-193-877	

「特別措置」適用希望のご連絡は平日9:00～20:00、土日祝日9:00～17:00です。

なお、「特別措置」専用窓口のない保険会社につきましては弊社(下記)および各保険会社営業所へお問合せ願います。

【弊社問合せ窓口】

パナソニック保険サービス株式会社 CS部

- ・営業時間：平日 9時～17時30分
(土日・祝日・年末年始・夏季休暇等、当社休業日は除く)
- ・電話番号：06-6949-4563
- ・Eメール：pisj_cs@ml.jp.panasonic.com